

台東区立学校園版感染症ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） 新旧対照表

改 訂 案（令和3年4月1日 第5版）		現 行（令和2年11月11日 第4版）																									
P.1	<p>本ガイドラインについて</p> <p>各学校園においては、本指針を参考に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p><u>本ガイドラインの対象期間は、台東区新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とします。</u></p> <p>なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。</p>	P.1	<p>本ガイドラインについて</p> <p>各学校園においては、本指針を参考に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。</p>																								
P.2	<p>1 新型コロナウイルス感染症について</p> <p>そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的・物理的距離を確保する（フィジカルディスタンス）など、学校園内外で「新しい生活様式」を徹底して実践するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。</p>	P.2	<p>1 新型コロナウイルス感染症について</p> <p>そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校園内外で「新しい生活様式」を徹底して実践するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。</p>																								
P.3	<p>2 行動基準について</p> <p>学校園における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する際には、<u>新型コロナウイルス感染症対策分科会</u>の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行う。</p> <p>「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>感染状況の段階</th> <th>身体的距離の確保</th> <th>感染リスクの高い教育活動等</th> <th>部活動等（自由意思の活動）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3</td> <td>できるだけ2m程度(最低1m)</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることを</td> <td>リスクの低い活動を主に実施</td> <td>個人や少人数でのリスクの低い活動を主に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底</td> </tr> </tbody> </table>	感染状況の段階	身体的距離の確保	感染リスクの高い教育活動等	部活動等（自由意思の活動）	レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	行わない	レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることを	リスクの低い活動を主に実施	個人や少人数でのリスクの低い活動を主に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底	P.3	<p>2 行動基準について</p> <p>学校園における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する際には、<u>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</u>の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行う。</p> <p>「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>感染状況の段階</th> <th>身体的距離の確保</th> <th>感染リスクの高い教育活動等</th> <th>部活動等（自由意思の活動）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3</td> <td>できるだけ2m程度(最低1m)</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>できるだけ2m程度(最低1m)</td> <td>リスクの低い活動から徐々に実施</td> <td>個人や少人数でのリスクの低い活動から徐々に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底</td> </tr> </tbody> </table>	感染状況の段階	身体的距離の確保	感染リスクの高い教育活動等	部活動等（自由意思の活動）	レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	行わない	レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	個人や少人数でのリスクの低い活動から徐々に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底
感染状況の段階	身体的距離の確保	感染リスクの高い教育活動等	部活動等（自由意思の活動）																								
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	行わない																								
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることを	リスクの低い活動を主に実施	個人や少人数でのリスクの低い活動を主に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底																								
感染状況の段階	身体的距離の確保	感染リスクの高い教育活動等	部活動等（自由意思の活動）																								
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	行わない																								
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	個人や少人数でのリスクの低い活動から徐々に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底																								

	レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることを取る	十分な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施		レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることを取る	十分な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施
			レベル3… <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が東京都に発令され、国又は東京都教育委員会から臨時休業又は分散登校園等の要請等があった場合に、学校園において臨時休業又は分散登校園等が必要であると判断する段階</u>					レベル3… <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が東京都に発令され、都知事が休業要請を行う段階</u>	
			レベル2… <u>緊急事態宣言が東京都に発令され、学校園において教育活動等の制限が必要であると判断する段階</u>					レベル2… <u>緊急事態解除宣言が発令され、都知事が休業要請を緩和する段階、又は感染を警戒すべき状況と判断し、都知事が警報等を発令する段階</u>	
			レベル1… <u>緊急事態解除宣言が東京都に発令され、学校園において十分な感染症対策を行うことで教育活動等を実施できると判断する段階</u>					レベル1… <u>感染拡大がコントロールされていると判断し、都知事が警報等を解除する段階</u>	
P.7	1 感染症予防策の徹底		(2) 幼児・児童・生徒と同居する保護者などへの依頼 イ 幼児・児童・生徒が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、幼児・児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。また、 <u>レベル1の段階においても、国や東京都の要請等がある場合には、休日における不要不急の外出、仲の良い友人同士の家族間の行き来、家族ぐるみの交流による接触などを控えることについて家庭の協力を呼び掛ける。</u>		P.7	1 感染症予防策の徹底		(2) 幼児・児童・生徒と同居する保護者などへの依頼 イ 幼児・児童・生徒が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、幼児・児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。また、 <u>都内において感染経路の不明な感染者数が増加している場合には、休日における不要不急の外出、仲の良い友人同士の家族間の行き来、家族ぐるみの交流による接触などを控えることについて家庭の協力を呼び掛ける。</u>	
			ウ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合、 <u>登校園させずに自宅で休養させるように依頼すること。また、レベル3・レベル2の段階では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校園させずに自宅で休養させるように依頼すること。</u>					ウ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合、 <u>自宅で休養させるように依頼すること。また、レベル3・レベル2の段階では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も自宅で休養させるように依頼すること。</u>	
			オ 校長は、幼児・児童・生徒に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、 <u>幼児・児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合、PCR検査を受けることになった場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。</u>					オ 校長は、幼児・児童・生徒に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の <u>強い</u> 症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、 <u>幼児・児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。</u>	

P. 8	<p>(4) 校園内環境の適切な管理  <u>ウ 冬季においては、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、幼児・児童・生徒に暖かい服装を心掛けるようさせ、学校園内での保温、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。</u></p> <p>エ (略)  オ (略)  カ (略)</p>	P. 8	<p>(4) 校園内環境の適切な管理  (新設)</p> <p>ウ (略)  エ (略)  オ (略)</p>
P. 11	<p>2 教育活動の実施に当たっての対応  (3) 出欠の扱い等について  なお、一部の児童・生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習等を実施する。</p>	P. 11	<p>2 教育活動の実施に当たっての対応  (3) 出欠の扱い等について  なお、一部の児童・生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習等を実施する。<u>(学校の授業以外の場で取り扱う学習活動についての留意事項はP. 23、24参照)</u></p>
P. 12	<p>(4) 感染状況の段階に応じた学校園運営上の留意点  ア 感染リスクを抑えた登降園の実施  【レベル2段階】  <u>校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校(登降園)の時間帯を学年や学級ごとにずらすなどの工夫を行う。</u>  また、帰宅後には不要不急の外出を行わないよう指導すること。  【レベル1段階】  校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校(登降園)の時間帯を学年や学級ごとにずらすなどの工夫を行う。</p>	P. 12	<p>(4) 感染状況の段階に応じた学校園運営上の留意点  ア 感染リスクを抑えた登降園の実施  【レベル2段階】  <u>校園内での密集を避けるため、登降園する幼児・児童・生徒の数、登降園する日数及び在校園時間を制限し、段階的に増やしていく分散登校園を実施する。</u>  また、帰宅後には不要不急の外出を行わないよう指導すること。  【レベル1段階】  校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校(登降園)の時間帯を学年やクラスごとにずらすなどの工夫を行う。</p>
	<p>イ 教室等における密集の回避  (ア)幼稚園・こども園  【レベル3段階】  (略)  【レベル2段階・レベル1段階】  (略)  (イ)小・中学校  【レベル3段階】  (略)  【レベル2段階・レベル1段階】  (略)</p>		<p>イ 教室等における密集の回避  (ア)幼稚園・こども園  【レベル3段階・レベル2段階】  (略)  【レベル1段階】  (略)  (イ)小・中学校  【レベル3段階・レベル2段階】  (略)  【レベル1段階】  (略)</p>

<p>P.13 (5) 感染状況の段階に応じた教育活動上の留意点 教職員及び幼児・児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、<u>感染症対策に努める。</u></p>	<p>P.13 (5) 感染状況の段階に応じた教育活動上の留意点 教職員及び幼児・児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、<u>飛沫感染の防止に努める。</u></p>
<p>ア 各教科等の指導 (ウ) 音楽科 ・ <u>室内で児童・生徒が近距離で行う合唱 (★)</u> ・ <u>リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏 (★)</u></p>	<p>ア 各教科等の指導 (ウ) 音楽科 ・ <u>室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏 (★)</u></p>
<p>P.14 【レベル3段階】 上記の「<u>感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い活動</u>」は、「<u>感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い</u>」ことから、行わないようにする。 十分な感染症対策を行った上で、以下の活動を実施する。 ・ 一定の距離を保ち、同じ方向を向いて行う活動 ・ 声量を落として、静かに話す(聴く)又はハンドサインで表現する活動 など</p>	<p>P.14 【レベル3段階】 上記の活動は、「<u>感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い</u>」ことから、行わないようにする。 十分な感染症対策を行った上で、以下の活動を実施する。 ・ 一定の距離を保ち、同じ方向を向いて行う活動 ・ 声量を落として、静かに話す(聴く)又はハンドサインで表現する活動 など</p>
<p>【レベル2段階】 上記の「<u>感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い活動</u>」は、可能な限り感染症対策を行った上で、<u>(★)を付していない活動を主に実施する。</u>すなわち、これらの活動における児童・生徒の「<u>接触</u>」、「<u>密集</u>」、「<u>近距離での活動</u>」、「<u>向かい合っの発声</u>」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、<u>(★)を付した活動については特に感染のリスクが高いことから、行わないようにする。</u> その際、以下の点にも留意する。 ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせるとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避けること。 ・ 児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫すること。 ・ <u>体育科、保健体育科の授業は、可能な限り屋外で実施する。</u>体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。 ・ <u>体育科、保健体育科の授業における運動時、</u>マスクの着用は必要ないが、<u>感染のリスクを避けるために、児童・生徒の間隔を十分に</u></p>	<p>P.14 【レベル2段階】 上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、<u>感染のリスクが低い活動から段階的に実施する。</u>すなわち、これらの活動における児童・生徒の「<u>接触</u>」、「<u>密集</u>」、「<u>近距離での活動</u>」、「<u>向かい合っの発声</u>」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、<u>(★)を付した活動については特に感染のリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。</u> その際、以下の点にも留意する。 ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせるとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避けること。 ・ 児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫すること。 ・ <u>体育の授業は、可能な限り屋外で実施する。</u>体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。 ・ <u>体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染のリスクを避けるために、児童・生徒の間隔を十分に取る</u>こと。</p>

	<p><u>取るとともに、授業前後における着替えや片付けなど、運動を行っている際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクの着用も考えられる。</u></p>	
P. 17	<p>ク 部活動（小学校の同様な活動を含む。）</p> <p>児童・生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、地域の感染状況や児童・生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。</p> <p>活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。体育館など屋内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いを徹底し、より短時間で効果的な活動を行えるように工夫する。</p> <p>器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。</p> <p>更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。</p> <p><u>活動を実施するに当たっては、活動内容に応じて「ア 各教科等の指導」の内容を参照すること。</u></p> <p>【レベル3段階】</p> <p>感染症対策を講じてもお感染のリスクが高いことから、行わないようにする。</p> <p>【レベル2段階】</p> <p>可能な限り感染症対策を行った上で、個人や少人数でできる感染のリスクが低い活動を主に実施するようにする。</p> <p>密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は控えるようにする。</p> <p>授業日のみの実施とし、対外試合等、多数の児童・生徒が集まる場への参加は自粛する。</p> <p>【レベル1段階】</p> <p>可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。</p>	P. 16
(6) その他	<p><u>国又は東京都教育委員会から感染症対策に関する要請等があった場合には、必要に応じて各学校園に別途通知するので、教育活動の実施に当たり適切に対応すること。</u></p>	(新規)

P. 18	<p>3 登降園の判断</p> <p>(4) 幼児・児童・生徒又はレベル3・レベル2の段階において同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合  <u>各学校園において、当該幼児・児童・生徒に対し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置をとること。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。</u></p>	P. 18	<p>3 登降園の判断</p> <p>(4) 幼児・児童・生徒又はレベル3・レベル2の段階において同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合  <u>自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱うことができる。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。</u></p>
P. 19	<p>(5) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合  <u>都内における感染経路の分からない患者が急激に増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。</u>  <u>その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童・生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。</u></p>	P. 18	<p>(5) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合  <u>新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、都内における感染経路の分からない患者が急激に増えているなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等幼児・児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。</u></p>
P. 19	<p>4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処  <u>指導に当たっては、文部科学省発行の「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」や東京都教職員研修センター研修部教育開発課発行の「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」を活用するなど工夫すること。</u></p>	P. 18	<p>4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処  <u>指導に当たっては、東京都教職員研修センター研修部教育開発課発行の「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」を活用するなど工夫すること。</u></p>
P. 20	<p>6 学校園行事等について</p> <p>(1) 実施する場合の留意点</p> <p>ア 宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等  (略)  ※ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(一般社団法人 日本旅行業協会)</p> <p>イ 屋内外を問わず校外施設で実施をする行事等  (略)  ※ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(貸切バス旅行連絡会)  <a href="http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html">http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html</a></p>	P. 19	<p>6 学校園行事等について</p> <p>(1) 実施する場合の留意点</p> <p>ア 宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等  (略)  ※ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第3版)(一般社団法人 日本旅行業協会)</p> <p>イ 屋内外を問わず校外施設で実施をする行事等  (略)  ※ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)(貸切バス旅行連絡会)  <a href="https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guidline/2020_allstsrsvdbsguideline2nd.pdf">https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guidline/2020_allstsrsvdbsguideline2nd.pdf</a></p>

P.20	<p>ウ その他の行事等（外部人材を招いての講演、講話、研修等を含む。） 「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。</p>	P.19	<p>ウ その他の行事等 「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。</p>
P.21	<p>（4）その他 国又は東京都教育委員会から感染症対策に関する要請等があった場合には、必要に応じて各学校園に別途通知するので、学校園行事等の実施に当たり適切に対応すること。</p>		<p>（新規）</p>
	<p>（削除）</p>	P.20	<p><b>7 年間指導計画等の見直し</b></p> <p>（1）基本的な考え方  <u>学習指導要領に示された教科の内容や総合的な学習の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。</u>  <u>臨時休業中の家庭学習と教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。</u>  <u>学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終わることができなかつた場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度等に実施する教科の中で指導する。</li> <li>・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。</li> </ul> </p> <p>（2）学習活動の重点化について  <u>臨時休業期間の長期化及び分散登校などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合には、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童・生徒の関わり合いや児童・生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することができる。</u> <p> <u>なお、学習活動の重点化は、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用等の取組を行い学校における指導を充実したとしても、年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応である。</u> <p> ○ <u>学習活動の重点化に係る基本的な留意事項</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画の見直しに際し、「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」（令和2年6月5日付文部科学省初等中等教育局教育課程課長並びに教科書課長通知）や教科書発行者提供の参考</li> </ul> </p></p></p>

		<p><u>資料も踏まえつつ、学校、児童・生徒の実態を踏まえて、何を学校の授業以外の場で取り扱うことが適切であるかを検討した上で判断すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学校の授業以外の場で取り扱う学習活動を計画する場合には、児童・生徒や保護者の過度の負担とならないように配慮を行うこと。</u></li> <li>・ <u>学校の授業以外の場での児童・生徒の学習状況を適切に把握すること。その際、児童・生徒の学習状況に応じて必要な場合には個別に指導を行う等の配慮を行うこと。</u></li> <li>・ <u>学校の授業以外の場で取り扱う学習活動のうち、特に家庭において行うものについては、家庭の事情等を考慮し、家庭での実施が困難と思われる児童・生徒について学校で個別に指導を行う等の配慮を行うこと。</u></li> <li>・ <u>オンライン上のコンテンツを効果的に活用することにより学校の授業以外の場での学習活動を充実させるなど、指導計画の見直しに当たりICTを効果的に活用すること。</u></li> </ul>
P. 21	<p><u>7 幼稚園・こども園において特に留意すべき事項について</u></p> <p><u>(1) 幼児期には身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。また、幼児が、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。</u></li> <li>・ <u>幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられる。</u></li> </ul> <p><u>(2) 幼稚園・こども園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。</u></li> <li>・ <u>時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏</u></li> </ul>	(新設)



まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
  - ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- 等の指導上の工夫・配慮等が考えられる。

(3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密集・密接しないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

なお、こども園については、3歳未満の園児が在籍することから、「台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」の内容についても参考とすること。

P. 25 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より

○ 濃厚接触者とは

患者（無症状病原体保有者を含む）の感染期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護服無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）

○ これまで学校において濃厚接触者が発生した例

- ・ 友達の家遊びに行き、マスク無しで、一緒に遊んだ、一緒におやつを食べた。
  - ・ ペットボトルを回し飲みした。
  - ・ 同じ部活動で、長い時間にわたり身体的な接触がある活動をした。
- 等

(新設)

<p>P. 26</p>	<p>○ <u>濃厚接触者への対応</u></p> <p><u>保健所は、濃厚接触者に対して患者との最終接触日から14日間の不要不急の外出自粛を要請します。</u></p> <p><u>区内在住の濃厚接触者に対しては、台東保健所が健康観察とPCR検査を実施します。毎日の検温と体調不良の有無を確認していただき、発熱等体調不良の時には保健所に連絡するように伝えます。無症状であっても濃厚接触者には原則PCR検査を実施します。</u></p> <p><u>※ PCR検査で陰性であったとしても、2週間の外出自粛の期間は短縮しません。</u></p> <p><u>区外在住の方については、健康観察とPCR検査を状況により実施するよう、自宅住所を管轄する保健所に情報提供及び依頼を実施します。</u></p> <p><u>※ 保健所は、濃厚接触者以外の方について、外出自粛等の行動制限はいたしません。</u></p> <p>○ <u>その他の方への対応</u></p> <p><u>本区では、濃厚接触者に該当しない場合でも、感染者と一定程度の時間を共有した児童・生徒を対象に、念のためにPCR検査を実施する場合があります。この場合、陰性であれば、行動制限はありません。</u></p>	
<p>P. 27</p>	<p>3 <u>教育活動の実施等</u> (略)</p> <p>※ <u>旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き (一般社団法人 日本旅行業協会)</u></p> <p>※ <u>貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(貸切バス旅行連絡会)</u></p> <p><a href="http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html">http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html</a></p>	<p>P. 25</p> <p>3 <u>教育活動の実施等</u> (略)</p> <p>※ <u>旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き (第3版) (一般社団法人 日本旅行業協会)</u></p> <p>※ <u>貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン (第2版) (貸切バス旅行連絡会)</u></p> <p><a href="https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guidline/2020_allstsrsvdubsguideline2nd.pdf">https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guidline/2020_allstsrsvdubsguideline2nd.pdf</a></p>